

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成29年6月30日

滋賀県知事 三日月 大造 様

提出者
住所 滋賀県守山市守山五丁目4番30号
氏名 滋賀県立成人病センター
病院長 宮地 良樹
電話番号 077-582-5031

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	滋賀県立成人病センター
事業場の所在地	滋賀県守山市守山五丁目4番30号
計画期間	平成29年度

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	病院
②事業の規模	病床数535床
③従業員数	773名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①院内の清掃(病棟・外来から回収し廃棄物保管庫に保管) (株)サンメンテナンス ②収集・運搬 三重中央開発(株) 許可番号・発生地(滋賀県第2551004487号)(三重県第2458004487号) ③中間処理 三重中央開発(株) 許可番号(三重県第2498004487号) 中間処理方法(焼却)

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】 ※許可病床数541床 1床当たり0.27 t		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	146.3 t	0.774 t
	(これまでに実施した取組) ・感染性廃棄物の判断基準を設け、他の廃棄物とは明確に区分し、分別を徹底している。		
②計画	【目標】 5%削減 [病床数535床 1床当たり0.26 t]		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	138.9 t	0.735 t
	(今後実施する予定の取組) ・さらなる分別の徹底により排出量を5%削減する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (種類)感染性廃棄物、引火性廃油(キシレン廃液) (取組)感染性廃棄物の判断基準を設け、他の廃棄物とは明確に区分し、分別を徹底している。廃液についても、それぞれ混入はない。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性廃棄物について今後も分別を徹底する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		該当無し
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		該当無し
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		該当無し	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（平成28年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	P C B 廃棄物
	全処理委託量	146.3 t	0.774 t	0.000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	146.3 t	0.774 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・業者の選定にあたって、平成23年度分より感染性廃棄物について一般競争入札を採用した。入札参加資格については、競争性を確保できる応募数とするため一般的な資格条件に病院との契約実績要件を加えるに留まった。			

(第5面)

②計画	【目標】 廃棄物処理業者の選定に関して、サーマルリサイクルをおこなっている、中間処理後の焼却灰の再生処理をおこなっている等の選定基準を設けるよう準備をすすめる。		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	138.9 t	0.735 t
	優良認定処理業者への処理委託量	138.9 t	0.735 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・感染性廃棄物については一般競争入札により業者の選定を行っているが、入札参加資格について条件付けが可能か検討する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画

一 事業の概要

名 称 滋賀県立成人病センター
住 所 滋賀県守山市守山五丁目4番30号
事業の種類 病院 (535床)

二 計画期間

平成29年度

この期間中に廃棄物処理業者の選定に関して、サーマルリサイクルをおこなっている、中間処理後の焼却灰の再生処理をおこなっている等の選定基準を設けるよう準備をすすめる。

三 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制

管理組織・管理体制等については別紙1のとおり

四 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

病院から出る感染性廃棄物の多くは、処置に使われる診療材料である。これら診療材料は、滅菌消毒を行い数回再利用できるものも一部あるが、その大部分(注射器・注射針・ガーゼ・チューブ類等)はディスポ製品(使い捨て)で、感染防止の観点からディスポ製品を使用するものであるとの国からの通達に基づく措置である。診療材料の大部分がディスポ製品である以上、感染性廃棄物を削減するのは難しく、様式第二号の四にあげるとおり、目標は現状維持とする。

五 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

院内での分別は別紙2のとおり

六 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

感染防止の観点から感染性廃棄物の再生利用は行っていない。

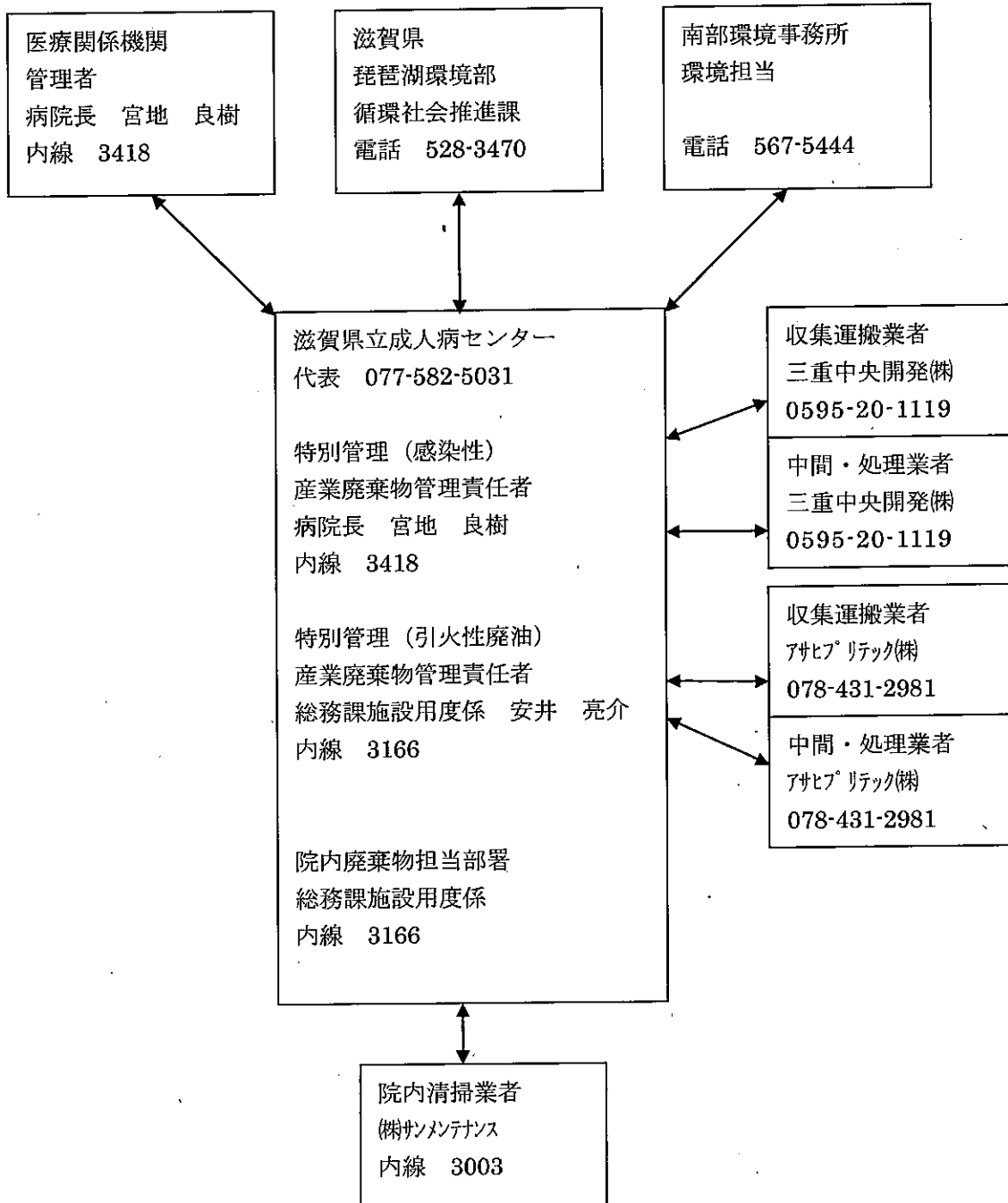
七 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項

院内での中間処理・最終処分は行っておらず、すべて外部委託で処理をしている。排出される感染性廃棄物は感染防止の観点からすべて焼却により中間処理を行っている。

八 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項

院内の保管については別紙3のとおり

特別管理産業廃棄物の管理体制



感染性廃棄物の処理の概要に関する事項

管理項目		処理の概要	
感染性廃棄物の発生状況	発生場所	廃棄物の種類	
	手術室	注射器 (21,000本)、輸血器具 (400本) 手袋 (25,000双)、チューブ類 (16,000本) 組織 (250kg)	
	外来	注射器 (20,000本)、輸血器具 (6,000本) 手袋 (3,000双)、チューブ類 (18,000本) 赤沈棒 (1,000本)、ガーゼ類 (9,000枚)	
	病棟	注射器 (177,000本)、輸血器具 (89,000本) 手袋 (28,000双)、チューブ類 (174,000本) 赤沈棒 (14,000本)、ガーゼ類 (57,000枚)	
	アンギオ	注射器 (13,000本)、輸血器具 (3,000本) 手袋 (4,000双)、チューブ類 (4,000本) ガーゼ類 (3,000枚)	
	検査室	注射器 (1,000本)、ガラス器具 (2,000kg) 手袋 (200双)、培地 (1,000kg)	
	病理部各室	手袋 (300双)、ガーゼ類 (1,000枚) キムタオル (120束)、切り出し用メス (3,000刃) 組織 (100kg)	
	研究所	実験動物 (10,000匹)	
	計	注射器 (232,000本)、輸血器具 (98,400本) 手袋 (60,500双)、チューブ類 (212,000本) 組織 (350kg)、ガーゼ類 (70,000枚) 培地 (1,000kg)、赤沈棒 (15,000本) ガラス器具 (2,000kg)、実験動物 (10,000匹) キムタオル (120束)、切り出し用メス (3,000刃)	
分別	液状またはでい状物 (血液、組織、器官等) 固形状物 (血液付着ガーゼ、血液付着注射筒等) 鋭利な物 (注射針、メス等) 実験動物		
梱包	プラスチック製指定容器 (20L) (鋭利な物) 段ボール製指定容器 (40L) (液状またはでい状物・固形状物) 段ボール製指定容器 (80L) (液状またはでい状物・大型固形状物) プラスチック製指定容器 (40L) (実験動物) プラスチック製指定容器 (50L) (鋭利な物、液状またはでい状物)		
表示	プラスチック製指定容器 (20L) 段ボール製指定容器 (40L) 段ボール製指定容器 (80L) プラスチック製指定容器 (40L) プラスチック製指定容器 (50L)		
敷地内中間処理	なし		
委託処理等	院内の清掃	業者名	株式会社 サンメンテナンス
	収集・運搬	業者名	三重中央開発株式会社 許可番号・発生地 (滋賀県第2551004487号) (三重県第2458004487号)
	中間処理	業者名	三重中央開発株式会社 許可番号 (三重県第2498004487号) 中間処理方法 (焼却)

別紙3

保管に関する事項

(1) - 1 感染性廃棄物で使用する密閉容器の材料・容量・色

種 類	密閉容器 40リットル バイオハザード マーク付(橙色)	密閉容器 80リットル バイオハザード マーク付(橙色)	密閉容器 20リットル バイオハザード マーク付(黄色)	密閉容器 40リットル バイオハザード マーク付(黄色)	密閉容器 50リットル バイオハザード マーク付(黄色)
容器材質	ダンボール	ダンボール	プラスチック	プラスチック	プラスチック
寸法(横×縦× 高さ)	39cm×28.5cm× 36cm	40cm×50cm×40cm	40cm×20cm× 38.7cm	48.2cm×33.5cm× 38.9cm	43.5cm×30.9cm× 55.4cm
内 容 物	廃プラスチック、 ガーゼ等	廃プラスチック、 ガーゼ等	金属屑等	金属屑、実験廃 材等	金属屑、廃プラス チック、ガーゼ等

(1) - 2 キシレン廃液で使用する容器・・・・・・・・18L入りの一斗缶

(2) 保管場所

新館地下1階倉庫、東館地下階倉庫